

○新潟市営住宅条例に規定する親族等に関する事務取扱要綱

(令和2年4月1日施行)

改正 令和3年4月1日

改正 令和4年12月1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、新潟市営住宅条例（平成9年新潟市条例第15号。以下「条例」という。）に規定する親族等の事務取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(親族等の範囲)

第2条 条例に規定する親族及び条例第14条第1項に規定する入居の際に同居した親族以外の者とは、入居申込者又は入居者（以下「入居申込者等」という。）との関係において、次の各号に掲げるいずれかに該当する者とする。

(1) 民法（明治29年法律第89号）第725条に規定する者

(2) 婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある、次のいずれかに該当する者

ア 内縁関係にある者

イ 新潟市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱（以下「パートナーシップ要綱」という。）に基づき、パートナーシップを形成している者、又は他の自治体においてパートナーシップ要綱と趣旨を同じくする制度を利用しパートナーシップを形成している者

(3) 婚姻の予約者。ただし、4月以内に婚姻届を提出する者に限る。

(親族等の証明)

第3条 入居申込者等は、前条各号に掲げる者との関係を証する書類として次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

(1) 前条第1号に掲げる者との関係を証する書類 戸籍の全部事項証明等その関係が分かる書類

(2) 前条第2号アに掲げる者との関係を証する書類 内縁関係申立書（別記様式第1号）

(3) 前条第2号イに掲げる者との関係を証する書類 パートナーシップ宣誓書受領書の写し等パートナーシップを形成していることが分かる書類

(4) 前条第3号に掲げる者との関係を証する書類 婚約証明書兼誓約書（別記様式第2号）

（承継できる配偶者）

第4条 条例第15条第1項第1号に規定する配偶者とは、第2条第1号に規定する配偶者又は同条第2号若しくは同条第3号に規定する者をいう。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年12月1日から施行する。

内縁関係申立書

年 月 日

(あて先) 新潟市長

私達二人は、事実上結婚している状態にあるので申立てます。

申立者住所	
申立者氏名	生年月日 年 月 日
申立者住所	
申立者氏名	生年月日 年 月 日

上記申立人は、事実上結婚している状態にあることを証明します。

証明者住所		
証明者氏名	生年月日 年 月 日	申立者との関係
証明者住所		
証明者氏名	生年月日 年 月 日	申立者との関係

(別記様式第2号)

婚約証明書兼誓約書

入居(申込)者名	生年月日 年 月 日	
入居(申込)者住所		
婚約者氏名	生年月日 年 月 日	
婚約者住所		
上記二人は 年 月 日に婚約が成立したことを証明します。		
証明者住所		
氏名	生年月日 年 月 日	当事者との関係
証明者住所		
氏名	生年月日 年 月 日	当事者との関係

注： 証明者は媒酌人又は当事者双方の親族に限ります。

誓 約 書

私達二人は、 年 月 日に婚姻の届出をすることを誓約します。
また、市営住宅は、親族以外は同居することができないため、入居(同居)決定後婚姻できない場合はこの条件に違反したものとして入居(同居)決定を取り消されても異議のないことを誓約いたします。

年 月 日

(あて先) 新潟市長

入居(申込)者名 _____

婚約者名 _____